

平成25年5月24日
鶏卵公正取引協議会

平成24年度鶏卵の試買調査の結果について

1 調査の目的

本協議会は、平成16年に公正取引委員会より、鶏卵の表示について一般消費者に分かりにくい表示があるとの指摘を受けたことから、「鶏卵の表示に関する公正競争規約・施行規則（以下「規約等」という。）」を策定し、平成21年3月、「景品表示法」に基づき公正取引委員会の認定を受け、同年6月に鶏卵公正取引協議会を設立し、本規約等の普及、周知のための諸活動を行っているところです。

今回、市中で販売されている鶏卵について、規約等に定める必要表示事項、特定事項等の遵守状況について試買調査を行うことにより、鶏卵における表示の適正化を推進し、もって公正な競争の確保を図ることとしました。

2 調査の実施

(1) 調査対象

調査対象鶏卵は、鶏卵公正取引協議会の会員証紙審査委員会委員及び事務局が無作為に量販店等で購入（原則として10個入り1パック、栄養強化卵については2パック。なお、6個入りの場合は2倍量とした。）し、クール宅急便にて当協議会事務局に送付した51商品である。これらの商品の事業者数は32のうち鶏卵公正取引協議会の会員数は21であった。これらのうち公正マークが表示されていたのは、10商品であった。

51商品のうち栄養強化卵等は24商品、その他の普通卵は27商品であった。購入地域は、関東地域38商品、中四国地域10商品、九州・沖縄地域3商品であった。

(2) 調査期間

鶏卵の購入日は、平成25年3月1日～3月6日で、事務局への鶏卵の送付期間は3月4日～3月8日であった。

(3) 調査項目及び方法

① 鶏卵の重量及び品質

調査対象鶏卵の重量、ハウユニットについては、鶏卵公正取引協議会事務局において、調査鶏卵の到着日にEGGマルチテスタにより測定を行った。

②ラベルの表示内容

調査鶏卵のラベルの表示内容について、鶏卵の表示に関する公正競争規約及び施行規則に基づいて、必要表示事項、特定事項の表示基準等の遵守状況について調査を行った。

③栄養強化卵等の成分分析

栄養強化卵等24商品については、強化した栄養成分(複数ある場合は2種類までとした。)等について鶏卵の到着日にクール宅急便にて一般財団法人日本食品分析センターへ送付し分析試験を依頼した。日本食品分析センターにおける分析試験の結果は3月18日～3月22日に報告された。依頼した試験項目は次表のとおりであった。

試験項目	件数
ビタミンE	15
ビタミンD	4
葉酸	3
DHA	3
ビタミンK	2
ビタミンA	1
ビタミンB1	1
ビタミンB12	1
ヨウ素	1
EPA	1
アスタキサンチン	1
合計 11項目	33

3 調査結果の概要

当協議会の会員証紙審査委員会において本年5月1日に本調査について審議を行った結果の概要は次の通りであった。

(1) 賞味期限の表示及び鶏卵の重量、品質

51商品すべてに賞味期限は表示されていた。購入日(3月1日～3月6日)時点の賞味期限の残日数は、4～20日に分布し、10日以内が11商品、10日以上が40商品であった。パック日表示があるものは6商品、採卵日表示があるものは3商品であった。

鶏卵の重量及びハウユニットの測定は、42商品について実施した。重量については特に問題はなかった。ハウユニットは平均79.5(56.2～92.8)で、70以上が39商品、60以下は1商品のみであった。

(2) ラベルの表示事項等の調査結果

不適切と考えられる表示内容	件数	検体 No	規約等該当条項
(1)必要表示事項			
・名称、原産地または使用方法の表示がない	2 (1)	16、49	規約第3条、規則第2条
・農林水産省規格、卵重範囲等の表示が不適切	1 (1)	50	〃
(2)特定事項の表示基準			
・栄養強化卵について成分表示等がないもの	1 (1)	49	規約第4条第1項、規則第3条
・栄養強化卵のビタミンEの普通卵表示が1.1mg	2 (0)	16、28	〃
・栄養表示基準上不適切な表示	2 (2)	8、49	規約第4条第2項
・栄養成分の試験分析値が表示値を大きく下回るもの	2 (2)	27、49	〃
・栄養成分の試験分析値が表示値を若干下回るもの	2 (2)	38、39	〃
・栄養表示基準の対象外の成分について通常の鶏卵の成分量の対比表示がない	1 (0)	10	規則第3条第2項(2)
(3)特定用語の使用基準			
・天然、自然又はこれらに類する用語について卵を直接修飾する表現として使用	1 (1)	11	規約第5条(5)
合 計	14(10)		

(注1) 件数の () 内は非会員事業者数である。合計は、重複した商品を含む件数である。

(注2) 公正マーク表示の商品については、不適切な表示は見られなかった。

(不適切な表示の主な事例)

- ・必要表示事項のうち「名称（鶏卵）」、「使用方法」の表示がない。
- ・「農水省取引規格、58g～64g」は、「農林水産省規格、58g～64g未満」が適切である。
- ・「天然ミネラル成分がいっぱい、女性にうれしい低カロリー、グルタミン酸含有量UP」と表示しているが、栄養成分の表示がない。
- ・「DHA は脳細胞の活性化に高い効果。EPA は成人病の予防」等の表示があるが、5成分の表示がない。また、栄養成分について効能・効果等を表示しており栄養表示基準上不適切な表示と考えられる。DHA、EPA の成分表示が卵黄 100g 中の表示である。

- ・ビタミン E 含有と表示しているが、栄養成分の表示がない。
- ・ビタミンEの普通卵表示値が 1.1m g である（食品標準成分表 2010 では 1.0mg）。
- ・ビタミンEの表示値（30.0m g）に対し、試験分析値が大きく下回る。
- ・アスタキサンチン強化卵について、通常の鶏卵の成分量との比較表示がない。
- ・NATURAL FOODS EGG との表示がある。

4 調査結果の措置について

調査の結果、表示内容等が不適切との指摘を受けた会員事業者に対しては、鶏卵公正取引協議会から文書で改善のための指導や照会等を行うほか、比較的軽微なものについては、口頭で改善を指導することといたします。

また、会員外の事業者に対しては、表示内容が規約等に照らした場合に違反となるおそれがあるものについては文書等により改善を要望し、比較的軽微なものについては口頭で改善を要望するとともに「鶏卵の表示に関する公正競争規約」等についての周知及び協議会への加入の促進を図ることといたします。